

文化の現場から <1>

岐路

映画は世界の共通語

昭和45年4月、私は文化庁に文部技官として採用され、同月千葉県教育委員会へ出向し、足掛け12年発掘調査、文化財行政、博物館と種々の経験を積んだ。

同57年、文化財保護部ではなく文化部へという話があり、美術、音楽、演劇、文学等の他、生活文化、国民娯楽といった幅広い分野を扱うことに魅力を感じて戻る決心をし、以来19年間が経過している。

文化庁文化普及課では同年地域文化の振興を目的に、美術館学芸員研修、同職員研修、文化会館職員研修等新規事業が企画され、その第1回を開催できたことは思い出深い。当然のことながら、芸術文化は人によって支えられるものであり人材養成が急務であることを痛感させられた。

さらに時を同じくして生涯学習の必要性が論じられるようになり、生活文化（盆栽、茶道、華道等）や国民娯楽（囲碁、将棋等）の各分野でも体質改善が求められた。特に国民文化祭は絶対の機会であり、各団体に呼びかけ賛同を得るのに腐心したものである。

加えて当初から栄典事務にも携わり、我が国を代表する多くの芸術家等を顕彰し、彼らの来歴を学べたことは貴重な経験として、自身の血となり肉となっている。

同63年芸術課へ異動し、映画も担当分野に加わり、以降2回映画芸術の振興に関する懇談会、研究会が開かれてそのとりまとめに苦労した。順次一連の提言を具体化し、映画界



Yamada Tomoharu

山田友治

主任芸術文化調査官

昭和18年2月23日生

名古屋大学文学部卒

45年4月 奈良文化財研究所

45年4月 千葉県教育委員会文化課

57年4月 文化庁文化普及課

62年10月 同 芸術課専門員

63年7月 同 芸術課芸術調査官

6年7月 同 芸術文化課芸術文化調査官

7年4月 同 芸術文化課主任芸術文化調査官

担当分野は、映画、テレビ、書、写真、生活文化、国民娯楽、新聞、出版等である。

から好評をもって迎えられ、今日に至っている。ここ数年、徐々に若手の映画人が育ち、国際映画祭での受賞のニュースが紙面を飾るようになった。文化庁が後継者の育成を声高に訴えてきたこともその一助となっているのかもしれない。

しかし、製作費の規模がアメリカに比して桁違いに少ないこともネックになってスケールの大きな作品が生まれにくい現状にある。文化庁による日本芸術文化振興会からの製作助成金の増額にも限度があり、限られた予算ながら、日本人の感性を前面に出した映画、得意とするアニメーション映画、あるいは合作映画等に活路を見出すことも一つの道であろう。いずれにしろ、映画ほど世界共通の言語として、国際理解が得られるメディアはないと確信している。

文化の現場から <2>

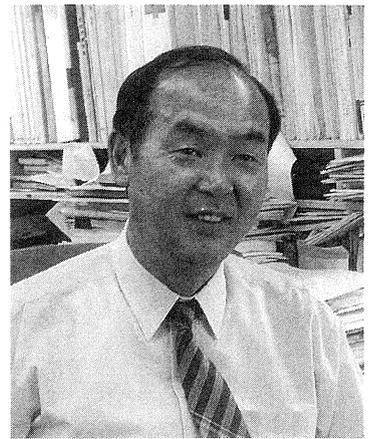
民俗文化財の視点 文化の地域性と多様性

初めて文部省の門を入ったのは昭和44年4月のことである。当時、記念物課で作業を進めていた『日本民俗地図』の第1巻編集のアルバイトだった。その後、昭和45年に国立歴史民俗博物館の準備要員として奉職以来、平成2年に現在の部門に戻って文化財保護の仕事につくこととなったが、昨年度に再び『日本民俗地図』の最終巻の編集を担当し、3月に全巻を完結できたことは、いかなる巡り合わせか、まったく望外の喜びであった。

この間、国立歴史民俗博物館の開設をはじめ、民俗文化財保護行政の諸課題を大過なく処したことは、ひとえに多くの先輩や同僚・友人に恵まれたおかげであり、心から感謝申し上げたい。思えば40年後半の文化庁は新設官庁としての気運に溢れており、文化財保護部の各課が一体となって課題に取り組む姿勢が顕著であった。懐かしい限りである。

現在の仕事は、民俗文化財の指定・選択と保存・活用の指導、伝承活動の支援などが中心である。民俗文化財は、地域の人びとが日常生活の必要の中から創造し伝承してきたものであり、民俗の地域的な差異は、多くの選択肢の中から自分たちにもっともふさわしい事柄を選んできた結果である。民俗文化財は生活の推移を理解するために、こうした地域的な差異、いわゆる地域性に着目し、その資料的価値に評価の基準を置いている。

世の中は一種の文化財ブームである。ご多分に漏れず民俗文化財も、地域興しの有効な



Oshima Akio

大島暁雄

主任文化財調査官

昭和20年3月6日生

立教大学大学院修士課程修了（文学修士）

45年4月 文化庁管理課

55年4月 千葉県教育委員会文化課

58年4月 国立歴史民俗博物館展示課

2年4月 文化庁伝統文化課文化財調査官

7年4月 同 主任文化財調査官

素材として、祭りや民俗芸能が注目を集めるようになっているが、なかには民俗文化財の理解が十分でないための様々な弊害も見られる。民俗文化財は本来、地域の人々が自分たちのために伝承してきたものであり、いわゆる地域の論理に基づいて公開されるものであるのに、人集めのための装置化して他者の論理で公開される傾向も目立ってきている。

民俗文化財は生きている文化財である。特に無形の民俗文化財は、生活環境や意識が変化すれば、自ずと変化せざるを得ない性質を持っている。先のイベント化も大きな時代の要求であり止めることのできない流れなのかもしれない。しかし、民俗文化財は地域文化の個性の表現であり、活用を求めるあまりその特色を失うようなことがあってはならない。

地域文化の個性と多様性を守るため、変化を前提とした保護手法を確立し、「民俗の心」の共感できる環境づくりに、微力ながら努めたいと考えている。ご支援をお願いしたい。

文化の現場から

<3>

美術工芸品の 保存修理

美術工芸品には、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料がある。各々に用いられる材質は紙・絹・木など多種多様で、しかも脆弱なものが多い。

その多くは、長い年月を経てきたことによる痛みや傷などを多かれ少なかれ受けており、当初の姿が損なわれている。こうした傷ついている美術工芸品を国民共有の文化財として、永く将来にわたり守り伝えることができるようにするために、作品の保存修理が求められる。保存修理を施して、再び文化財の生命をよみがえらせることは大きな責務である。

現在では、材質に関する科学的分析などによって、最良の修理材料を用いることが可能となってきた。また伝統的な修理方法や技術についても、その科学的裏付けによって安全性が保障され、保存科学に基づく保存修理が行われている。

古文書の保存修理の場合、当初の姿に近い形で伝来しているものは安易に巻物などにはしない、また折り方や畳み方が明白な場合には本来の状態に戻せるような細心かつ慎重な修理を行っている。こうして、文書の持っている文字以外の情報である形態や機能などを確実に残している。破損状況によっては、修理による余分な手を加えることなく、なるべくもとのままに残す工夫を加えている。例えば、痛んでいる紙の紙質（楮・雁皮・三桠など）、紙漉きの簀に使われている竹籤の本数や簀を編んでいる糸の間隔、密度などを確認し、



Ikeda Hitoshi

池田 寿

文化財調査官

昭和32年2月8日生

国学院大学大学院文学研究科修士

6年4月 文化庁文化財保護部美術工芸課文化財調査官

13年1月 同 文化財部美術学芸課文化財調査官

また紙漉きの方法などを明らかにしている。その上で、修理に用いるための補修紙を伝統的な手漉き和紙の技法によって復元的に作製している。虫害による小さな穿孔穴や、失われている個所などは手作業によって一つ一つ丹念に繕い埋められている。修理後は桐製の保存箱に収納している。桐はわが国の温・湿度変化に穏やかに適応していく性質があり、伝統的に用いられている。

これらの繕い・手漉き和紙（補修紙）・保存箱作製などの作業は、すべて修理技術者や選定保存技術者によって根気よく、繊細かつ慎重に行われている。こうした技術者の手によって、「もの」に即した処置・作業が適切に行われているかどうかを、ともに技術者と協議しながら、保存修理を行っている。経済や作業効率という面から身の回りのものを見る態度は、古き良いものを失わせる。作った人の仕事の丁寧さ、仕上りの美しさ、それを使い続けた人々の思い、修理した人々の丹念な仕事ぶり、そういうものを大切にしようとする心が、身近な文化財の保存につながっていくと思われる。保存修理は、未来へ生きる文化財を守り伝える仕事であると考え、文化財には、多くの先人の心が込められており、その心を伝え続けていかなければならないと実感している。

文化の現場から

<4>

国語施策の大工さん

—これからの国語施策のために—

「法隆寺を建てたのはだれ？」というなぞなぞの答えは、聖徳太子ならぬ大工さん。私の仕事も、言ってみれば国語施策の大工さんかなと思います。

明治35（1902）年の国語調査委員会（国語審議会の前身）設置を本格的な国語施策の始まりとすれば、来年で満100年。国語審議会はその間昭和9年から昨年末まで66年間存在し、主として表記に関する標準を示してきました。特に戦後の一連の国語施策に基づく現在の「常用漢字表」「現代仮名遣い」「送り仮名の付け方」等は内閣告示・訓令として、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等の分野における表記の標準的な在り方を支えています。このような国語審議会の仕事の裏方を務めたのが代々の国語調査官たちであったのです。

国語調査官は、昭和11年文部省図書局国語課が設置されたときに置かれたポストです。これまでどんな先輩たちがどのような苦勞をなさっていらっしやったのか、いずれ「国語施策100年史」がまとめられれば明らかになるのでしょうか。

私は昭和61年、今の国語課に国語調査官として採用されました。当時の主任調査官の下で国語審議会の事務局として資料の作成等に当たる傍ら、私は「美しく豊かな言葉を求めて」というビデオシリーズを担当することとなりました。この事業は平成12年度まで続きましたが、13年度からは独立行政法人国立国語研究所へ移管されています。もう一人の調査官が担当した「ことば」シリーズも、平成11年度からは国語研究所で作られています。

平成7年4月、前任者の退官に伴って主任



Asamatsu Junko 浅松 絢子

主任国語調査官

昭和120年6月24日生

東京教育大学大学院修士課程修了（文学修士）

51年4月 東京成徳短期大学専任講師

56年4月 同 助教授

61年4月 文化庁文化部国語課国語調査官

7年4月 同 主任国語調査官

国語調査官を拝命し、現在に至っていますが、国語審議会も第20期から最終の22期までは審議の対象がそれまでの表記の問題から、言葉遣い、情報化への対応、国際社会への対応とパノラマのように広げられました。委員会、作業部会等を含めるとかなり過密なスケジュールでした。3調査官がそれぞれの委員会に張り付いて、会議資料の準備、議事要旨の作成、総会への報告の原案作り等に当たりつつ、何とか答申をおまとめいただくことができました。

国語調査官のその他の業務としては、国語施策懇談会に関すること、国語問題研究協議会に関すること、国語に関する世論調査に関することなどがあり、本年度からは「国語施策100年史」及び「国語施策データベース」に取り掛かります。そうそう、この間は国語審議会の答申説明のため、キャラバン隊と称して仙台、福岡、大阪を回りました。

また、一般の方からの言葉に関する質問に対応するのも国語調査官の仕事です。毎日敬語の使い方、漢字表記、仮名遣い、送り仮名など様々な照会があります。

国際化時代なればこそ、大切なのは日本語です。今後とも国語施策の大工さんとして、上司や朋輩方の御指導に支えられつつ、心を込めて丁寧な仕事をしていきたいと思っております。

文化の現場から

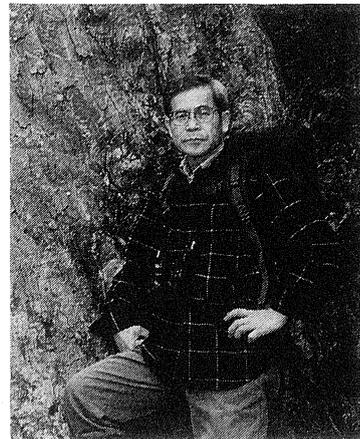
<5>

天然記念物の これからを求めて

つい先頃刊行をみた「文化財保護法50年史」で、天然記念物について執筆する機会を得たのは幸いであった。その前年自らはこのみち20年という節目を迎えていたし、ちょうど、天然記念物の保護制度全般の充実を目指して現状や課題について多面的な検討を進めている最中のことだったからである。多くの方に支えられてのことではあったが、天然記念物の現状や課題などそれなりに記述でき、感慨深いものがあった。

さて、その天然記念物であるが、1919年にできた「史蹟名勝天然記念物保存法」に始まる保護制度は既に80年余を経ている。この間、人の営みやその所産を自然界についても一体的に捉えて文化財とする、世界でも希な概念のもとで運用されてきたが、社会情勢や自然環境が大きく変化し、関連科学の進展により多くの新知見がもたらされている昨今、指定や保護管理、活用のあり方などの見直しを迫られている。時代に呼応した制度として機能させるためにも見直しは避けられない。

この認識にたって、平成10年度から天然記念物の3分野に総合的な観点から検討する場を加えた4つの調査研究委員会を立ち上げ、総勢33名の専門家の参加を得て13年度末の報告書とりまとめをめざし検討を重ねている。各委員会では、新たに指定対象とすべき事象とその理由、現行の指定基準の評価と再検討、適切な保護管理のあり方と実施方策、活用のあり方と推進方策などをテーマに調査研究が行われている。その際、制度の目的や機能の明確化と実効を期すため、自然環境の保全行政との関係、関係するその他の制度や機関と



Hanai Masamitsu 花井正光

主任文化財調査官
昭和19年4月14日生
京都大学大学院修了
48年4月 石川県白山自然保護センター
54年10月 文化庁記念物課
56年10月 同 記念物課文化財調査官
6年4月 同 記念物課主任文化財調査官

の連携、生物多様性に関する条約など関連する国際条約の履行のための枠組みへの参与、多様な参加主体による保護管理の促進などに留意して議論が進められている。

ところで、平成6年度に創設された「天然記念物整備活用事業」では、8つの市町村が学習施設等を整備し当初の予定どおり12年度で終了した。天然記念物では、人為の排除による現状維持を基本的な保護手段としてきた傾向が強かったこともあって、観察施設や学習施設の設置は画期的な事業となった。生涯学習や郷土学習の振興を地域づくりの核に据える市町村が増えてきているなか、環境への負荷の少ない循環型の地域社会づくりを目標とするケースも目立つ。これらのうちには、かつての自然とのかかわり方をその地域の伝統的な文化として捉え、結果としてもたらされた天然記念物を素材に自然とのかかわり方を学ぶ取り組みもみられる。「天然記念物整備活用事業」が地域文化財としての天然記念物の活用のモデルづくりに寄与できたといえそうだ。地方公共団体の指定も加えると、天然記念物は全国津々浦々に所在する。これらの地域文化財の活用を促進するための支援方策を充実させる必要性を強く感じているところである。

文化の現場から

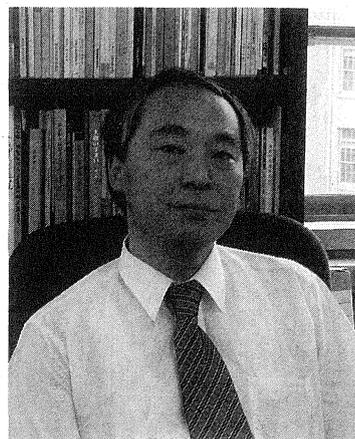
<6>

建造物課の 調査官群像

歴史的建造物は機械化されて効率的に建設された現代建築と較べれば、はるかに多様な職種の技によって成り立っています。このため、歴史的建造物を保存するためには、その文化的・歴史的な位置付けを明らかにするとともに、伝統技術・技能に対する多面的な理解が必要となります。保存科学や構造力学など近代科学の応用が必要とされる場面も少なくありません。日常的に風雨にさらされている上、過酷な自然環境に立地している場合もあります。また、現在も何らかの形で活用されて社会的・経済的な存在意義を保持していくことが求められています。このような建造物特有の相矛盾しがちな諸条件を整理しながら、保存と活用を進めていくことが重要です。このためには、地域社会を巻き込んで叡智を傾けていくことも必要となります。

現在15名の文化財調査官たちが、このような建造物保護の各側面に応じて、調査・登録・修理企画・修理指導・整備活用・伝統的建造物群の6部門を分担しています。

調査官たちは、建築や土木あるいは都市計画等のデザイナー教育・エンジニア教育の中から、古建築・町並み等の調査研究・保護の分野に進んだ者として、残念ながら我が国では少数派に属します。卒業後、建造物課に籍を置くまでの経歴は様々ですし、専門とする研究対象や時代、視点も異なります。このような個性が集まって様々な領域をカバーしたり刺激し合うことで、多様な課題を含み、また個別性の強い建造物に対して、共同作業としてその保護に取り組んできたと言えます。このことが、昔から建造物一家と呼ばれてきた建造物課の気質となったのでしょう。



Shimizu Shin-ichi 清水真一

主任文化財調査官

昭和26年4月5日生

東京都立大学大学院修士課程修了、工学博士

51年4月 奈良国立文化財研究所

63年7月 同 主任研究官

元年4月 文化庁文化財保護部建造物課文化財調査官

9年4月 同 主任文化財調査官

現在担当している修理指導部門の主要な職務は、保存修理中の現場の進捗状況に合わせてたびたび現地を訪れ、所有者・関係自治体・修理技術者と協議・検討を繰り返しながら、調査成果に応じた適切な修理方針を見定めることです。このことは、修理工事報告書の刊行を遵守していることとともに、修理工事が独善に陥らないためのシステムとして諸外国からも高く評価されています。

適切な修理方針を見いだすためには、古文書、発掘遺構などの資料も含めて建造物の沿革を把握し、構造技法・意匠を理解するに加えて、防災・構造強度上の課題、周辺環境、修理後の管理・活用に配慮した総合的な判断が求められます。文化財研究所在職当時は、町並みや近世社寺建築、宮殿・寺院遺跡の調査研究などに携わり、建造物課に転じてからは、防災対策と環境保全、耐震対策、近代の遺産保護と活用の推進など様々な課題に携わってきました。器用貧乏ともなりかねないのですが、このような全ての経験が現在の職務に生きています。

どの担当部門でも言えることですが、専門性と同時にゼネラリストとしての総合的な判断が求められます。調査官たちにとってはカバーすべき範囲は広く、研究面からはジレンマともなりかねないのですが、好奇心旺盛で積極的な調査官たちは、たくましく活動しています。

文化の現場から <7>

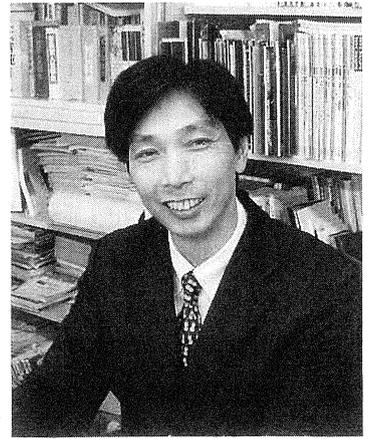
劇場へ

舞台芸術を身近に感じる
社会をめざして

芸術文化調査官となって2年半がすぎた。私の場合、現住所は文化庁、本籍は日本芸術文化振興会といったところであろうか。もともと伝統芸能が好きで国立劇場に勤め、調査や養成の仕事に携わってきたが、思いがけず文化庁に勤務することとなり、現代舞台芸術の主として演劇と舞踊を担当することとなった。元来、劇場という場所が好きなのは、伝統芸能に限らず舞台上演されるものには何にでも関心があり、文化庁では自分の担当する現代演劇、バレエ、モダン・ダンスなどと接しながら充実した毎日を送っている。

そういったわけで、これまでこの欄に登場された先輩諸氏のような誇らしい実績は何もない。しかし、個人的には年間のテーマのようなものを設定してあれこれ考えてもきた。1年目の平成11年度は、ちょうど「芸術家等の人材養成に関する検討会」が開かれていたさなかで、演劇分野と舞踊分野の人材養成の方策をまとめさせてもらうこととなったため、これがその年のテーマとなった（芸術文化課としてまとめた『現代舞台芸術の人材養成方策について』に収載）。その年の年度末には、文化庁芸術家在外研修の研修先として活用されている海外の舞踊の研修機関（バレエ学校やダンス・スタジオなど）を視察する機会にも恵まれ、ご同行いただいた三浦雅士先生のおかげもあって私の視野は一気に広がった。

2年目の私のテーマは芸術祭であった。文化庁芸術祭の問題点や今後のあり方を検討し、日本の優れた舞台芸術を海外に発信してゆくための国際的な芸術フェスティバルへの転換を提案した。



Nakasawa Toshiryo

中川俊宏

芸術文化調査官

昭和27年5月19日生

早稲田大学大学院文学研究科修了

58年4月 国立劇場（現日本芸術文化振興会）

11年4月 文化庁芸術文化課芸術文化調査官

担当分野は、演劇・舞台等の舞台芸術のほか文学。

3年目の今年のテーマは、舞台芸術鑑賞の妨げとなっている障害物をいかにしたら取り除けるか、である。アーツプラン21などの充実によって芸術団体への支援額は格段に伸びつつあるものの、やはり基本的には国民の鑑賞行動が活性化され、公演回数や観客数が増加して芸術団体の活動を支えてゆくというのが、芸術文化の発展としては健全な姿であろう。助成金という肥料だけでは芸術文化の花や実は育たない。鑑賞者という肥沃な土壌が必要なのであり、鑑賞者を取り巻く環境を改善し、潜在的な観客を掘り起こさなくてはならない。などと考えてはいるのだが、まだアイデアは何もまとまっていないので、こまめにしておこう。

この欄のタイトルは「文化の現場から」である。しかし、国立劇場に勤務していた頃と比べると、今自分が文化の現場にいるという実感はあまりない。私の仕事は、担当分野の状況を把握し、分析し、それを政策に反映させることにあると認識しているが、そのためには、これまで以上に積極的に現場の人々の声を集めてまわる努力が必要であろう。「踊る大捜査線」で青島刑事が言っていた。——「事件は現場で起きている」のであるから…。

文化の現場から <8>

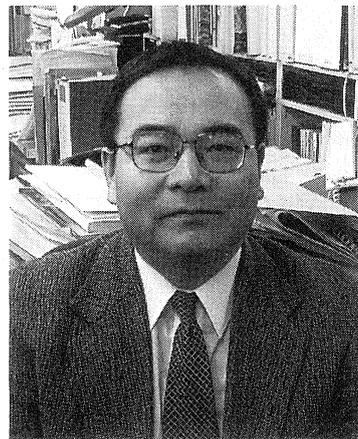
「日本のわざと美」展 の展示にて

本年度の文化庁他主催「『日本のわざと美』展—重要無形文化財とそれを支える人々—」の開催準備のため、先日愛媛県宇和町にある愛媛県歴史文化博物館に出張した。200件をこす作品と資料等を展示する、同館学芸員諸氏との共同作業は、幾度か展示方法についての意見の食い違いがあったりしたけれども、緊張の中でのたのしい作業であった。

この展覧会は、「重要無形文化財のわざと文化財を守る技術の公開事業」として、平成8年度から実施されているものであり、我が国の優れた伝統工芸技術として重要無形文化財に指定された陶芸、染織、漆芸等の「わざ」と選定保存技術に選定された、工芸技術の表現に欠くことのできない用具の製作や材料の生産等の技術・技能を、重要無形文化財保持者・保持団体の代表的作品と選定保存技術の関係資料等によって紹介するものである。

その特徴は、重要無形文化財と選定保存技術をあわせ、文化財としての工芸技術を総合的に紹介するところにある。このような試みはこれまでにあまり例がなく、特に、有形・無形の文化財の存続を左右するものとして、その保護の重要性が指摘されながら、これまで紹介される機会が少なかった選定保存技術を取り上げていることの意味は重いものがある。選定保存技術は、伝承者の減少や高齢化等厳しい環境の中で保存・伝承が図られているのが現状だからである。

さて、いざ実際の展示となると展示室・展示ケース・壁面等の制約もあり、この「総合的に」の実現の難しさに直面することになる。イメージとしては、例えば、漆芸の作品とそ



Sasaki Masanao 佐々木正直

文化財調査官
昭和27年10月25日生
慶應義塾大学文学部卒
55年4月 群馬県立近代美術館学芸員
元年4月 同 主任学芸員
5年2月 文化庁伝統文化課
5年4月 同 文化財調査官
担当分野 工芸技術

の工程見本、それに関わる選定保存技術の「日本産漆生産・精製」「漆掻き用具製作」「漆濾紙(吉野紙)製作」「漆刷毛製作」「研炭製造」等の解説・写真パネルと成果品の用具等の組み合わせ。加えて、作品の制作工程を映像に記録したビデオの上映。それらによって有機的、多面的な展観とする。しかし、場合によっては、作品がパネル等の中に埋没しかねない。また逆に整理しすぎると各々の関係が絶たれることになる。このような経験を繰り返してきた。「名品一点一点を十分堪能していただく」と同時に、それら優れた作品の制作を支えた用具や素材となる原材料を作り出し、提供している選定保存技術にも注目していただくのが、本展示の目指すところである。

今回は、幸いに担当の学芸員今村賢司氏から適切な展示構成プランを提示していただき、比較的スムーズに展示をまとめあげることができた。本展の趣旨を理解され、協力をいただいた博物館のスタッフに御礼申し上げたい。

展覧会は、このあと島根県立美術館に巡回するが、できるだけ多くのひとびとにみていただきたいと思う。そして、無形文化財である「わざ」とそれを支える文化財の保存技術に対する関心と理解がさらに広がることを願っている。

文化の現場から

<9>



彫刻の修理

国宝・重要文化財の彫刻は、前年からの継続分を合わせて毎年10数件が、国庫補助による修理の対象となっている。修理の具体的な内容は解体と組み直し、表面の下地や彩色等の剝落止め、材質強化等で、それらの処置によって損傷の進行を防ぐと同時に、文化財としての価値を最大限明らかにすることを目的としている。指定品のほとんどは宗教彫刻として信仰の対象となっているが、修理にあたってはあくまで、文化財としての美術的あるいは資料的価値の確認および保存が優先される。

現在までに2600件近くの彫刻作品が国宝・重要文化財に指定されている。それらの大半は指定後あまり経ずに修理を受けているが、表面仕上げなどは年々少しずつ劣化してゆくので、修理時に健全であった箇所がその後浮き上がってきて、再修理が必要になることも多い。また戦後における合成樹脂の登場等による修理技術の進展に伴い、以前は処置が困難なため手を付けなかった箇所への施工が可能となる場合もある。こうした理由により修理物件の半分以上が、以前すでに行っているものの再修理というのが現状である。

彫刻指定は、主として作品の美術的価値に重きをおき、作品の製作された当時の造形に対する評価に基づいて行われている。そこで修理にあたっては、できるだけ製作時の像容に近づけることが原則となる。すなわち、失われた箇所については、何らかの根拠によってその当初の形状を復旧し得る場合にはこれ

奥 健夫

OKU Takao

昭和39年10月4日生
東京大学大学院修了
3年4月 東北大学文学部助手
3年12月 文化庁美術工芸課
12年7月 同 文化財調査官（彫刻）
13年1月 同 美術学芸課文化財調査官

を補い、本体の造形にそぐわない後補部は形状に修整を加えるか、場合によっては新しく造ったものに取り替え、後世に施されたコーティングは除去して当初の仕上げ面をあらわにするのがふつうである。

ただし、修補箇所にも作品のたどってきた歴史的経緯を物語る資料としての価値を、積極的に認めるべき場合があることが考慮されなければならない。また後補部の色や形が、たとえ現在の眼には不適合にみえたとしても、実は失われた当初のそれを伝えているということもあり得る。後補部の除去にあたり詳細な記録を作成することはいうに及ばず、除去自体の当否について、常に慎重な判断が要求されることになる。

現存する古い彫像は、いずれも先人たちがそれに価値を認め、何とかしてその価値を存続させてゆこうとする努力が連綿と続けられたからこそ、今日まで伝えられてきたといえる。現代の修理もまた、そうした歴史の末端に連なり、対象へ私たちの時代なりの価値評価を与える行為にほかならない。そして当然、作品ごとに見出される価値の内容は異なるはずである。それを見極め、適切に修理内容に反映させることが、担当官に課せられた最も重要な務めであると考えている。

文化の現場から

<10>



国語調査官 氏原基余司

使われている漢字と 使わない漢字

平成12年の12月8日に、国語審議会から「表外漢字字体表」が答申されました。表外漢字というのは、文字どおり「表の外の漢字」ということで、常用漢字表に入っていない漢字のことです。常用漢字表には1,945字の漢字が掲げられていますので、これ以外の漢字はすべて表外漢字です。有名な『大漢和辞典』には、およそ5万の漢字が収録されていますので、4万8000は表外漢字というわけです。現在、収録漢字数の最も多いのは中国の『中華字海』で、その数はおよそ8万5000ということです。ここには何と8万3000にも上る表外漢字があります。

このように見てくると、表外漢字の数の多さに改めて驚かされますが、これらの漢字のすべてが実際に使われているわけではありません。世の中で使われている漢字の数はどのくらいあるのかといった質問が時々国語課に寄せられますが、辞書の中に存在するだけの漢字がたくさんあるのです。

表外漢字の字体を検討する国語審議会のために、文化庁国語課で作成した参考資料集は8種類(9冊)ありますが、この中の1冊に「漢字出現頻度数調査(2)」があります。ここには、「凸版印刷調査」と「読売新聞調査」の二つが収められています。紙数の関係で、凸版印刷調査だけを取り上げて紹介しますが、これは凸版印刷が作成した組版データを利用して、書籍類の漢字使用の実態を明らかにする目的で行ったものです。この調査の概要を簡単にまとめたのが右上に掲げる表です。

総文字数とは、漢字以外の平仮名や片仮名を含んだ文字数のことです。辞典類の中には

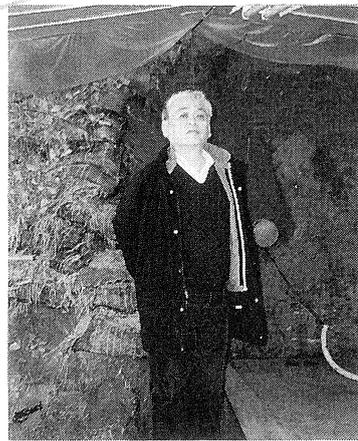
分野	総文字数	総漢字数
辞典類	38,112,082	8,620,563
単行本	48,904,220	13,460,391
月刊誌	22,258,325	6,957,907
古典類	18,373,904	4,263,073
合計	127,648,531	33,301,934

『イミダス』『知恵蔵』といった現代用語辞典や『法令用語辞典』『学術用語集(言語学編)』『ステッドマン医学大辞典』のように専門分野の辞典も入っています。総漢字数3,330万という大規模調査ですが、どのくらいの種類の漢字(これを字種と言います。)が使われていると思いますか。これだけの書籍類を調査しても、字種としては8,474字にすぎません。しかも、このうち1,153字は出現回数が1回だけの漢字です。表外漢字字体表には、常用漢字と人名用漢字(285字)以外の表外漢字1,022字の印刷標準字体が示されていますが、これらを合計した3,252字だけで総漢字数の99.7%を占めています。これが表外漢字字体表の漢字が1,022字である根拠の一つです。

意外に思われるかもしれませんが、実は中国の古典でもそれほど多くの漢字が使われているわけではありません。例えば、「論語」の総漢字数は15,917字ですが、字種としては、1,355字にすぎません。五経(「易経」「詩経」「書経」「春秋」「礼記」)全体で見ても、総漢字数は183,623字、字種は4,515字です。ちなみに、現在の漢字使用の目安である常用漢字1,945字だけで総漢字数3,330万のおよそ96%を占めます。この事実は、一般の文字生活における常用漢字表の意義が端的に反映されたものと考えられます。

文化の現場から <11>

記念物課、遺跡・ 掘り屋の自己紹介



記念物課
主任文化財調査官 岡村道雄

日本には約44万ヶ所の遺跡が、狭い国土に密集して分布している。昔から生活に適していた土地は、現在も道路や住宅建設などの開発事業の対象になりやすく、開発予定地に遺跡が所在する確率は高い。高度経済成長期以降、多くの遺跡が開発によって破壊される危機に直面した。そこで開発の事前に遺跡の記録だけでも緊急に残す目的で、1970年代から行政的な発掘調査が急激に増えた。現在は、全国で年間に約8,000件の発掘調査が行われ、発掘が終われば次々に遺跡は消えていく。これら膨大な量の発掘調査は、現在、地方自治体や埋蔵文化財センターなどに勤める約7,000人の専門職員が行っている。一方、国の埋蔵文化財保護行政は、記念物課で私を含めた5人の調査官が担当している。

調査官の全員が、もともと長年にわたって発掘調査に携わってきた遺跡の掘り屋で、それぞれ旧石器から古代・中世考古学の専門家である。国レベルで行う遺跡の保護施策、例えば重要遺跡を開発から保存する協議、史跡の指定や保存・活用、緊急発掘調査を実施する上でのルール作り、発掘調査などに対する国庫補助金の支出、発掘の現地指導、全国発掘調査の成果を速報する展示会『発掘された日本列島』の企画・運営などに携わっている。

開発事業に伴う調査経費は、発掘調査だけでなく調査の人件費まで開発事業者に負担していただくことも多く、地域の人々も含めて多くの理解と協力がなければ実施できない。遺跡の保存協議も“お願い”がいつも基本である。常に“遺跡には金が掛かりすぎる。遺

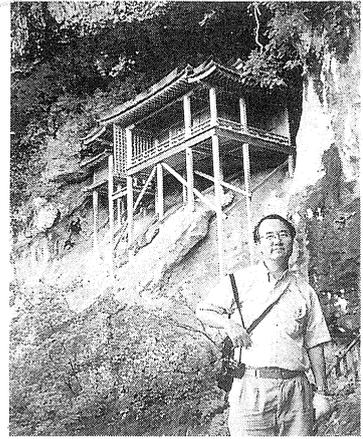
跡は何故大切なのか、何故残さなければならないのか。”と厳しく問われ、罵られるようなことも多い。まず、全国的な視野で遺跡の重要性、遺跡に埋もれた往時の人々の歴史物語を、学術的に分かり易く熱意を込めて説明できなければならない。そして冷静に、文化財・遺跡などの今日的な役割、地域にとっての保護活用のメリットを裏付けを持って説明し、さらに相手が耳を傾けてくれたら、保護法の制度やシステム、保存活用のスケジュール、経済的な負担と支援策などを解説する。

各人が年間に平均90日ほど全国に出張して遺跡を視察し、現地で保存協議や発掘調査などに関する行政的なアドバイスをしている。仕事がうまくいく場合は良いが、専門的・体力的・経済的・時間的・人数的などの状況によって、能力に余る場合も多い。毎週月曜日は全員出張せずに、出張や各種会議・打合せのスケジュール調整、職務上の課題、特に遺跡の保存協議についての作戦会議を開く。しかし昼間は、全国の自治体からの“困り事”よらず相談、補助金事務の連絡など、上京組と面談したりで、電話の問い合わせに応じたり、席を温めるひまもない。そこで晩になると何かと理由を付けては、そそくさいつもの飲み屋に向かう。やっと落ち着いて仕事の連絡と反省を始めるが、いつの間にか考古学談義や他愛のない話に花を咲かせている。今は背広を着ていて遺跡を発掘する機会はないが、いつまで経っても掘り屋の習性は変わらない。

文化の現場から

<12>

文化財建造物の 保存修理



建造物課
修理企画部門 苅谷 勇雅

文化財建造物の保存には、その破損状況を踏まえて適切な時期に、適切な修理を繰り返すことが必要である。これによって文化財建造物はその価値を維持し、また活用を図ることができる。私の属する建造物課修理企画部門は、修理指導部門とともに重要文化財建造物の修理に携わっている。修理企画部門は修理事業に至る前に文化財建造物の破損状況の調査・確認を行い、適切な修理の規模・内容・時期等の基本方針を検討し、また国庫補助事業にかかる指導や審査、国有文化財の修理等を行っている。

事前の破損調査は、建造物の外観、軸部、屋根、小屋裏、床下等各部にわたる。これらは高所その他通常は近づきにくい場所であってもできるだけ近寄って直接調査する必要がある。時に危険を感じることもある。また、社寺等で一般人は通常入らない場所まで立ち入る時には、自然に緊張を感じる。

文化財建造物の修理は多額の経費を要することから、多くは国庫補助事業として実施される。修理企画部門では、補助要望の中から修理の緊急性・必要性、所有者や関係公共団体等の準備状況等を勘案して、採択案を作成する。補助事業の実施にあたっては、修理の基本設計書を含む国庫補助申請書が提出されるが、修理企画部門ではその詳細な審査を行う。具体的には、補助率の判定、工事方針、工事仕様、工事期間、資材数量や人工数及びこれらの単価、その他経費等設計内容全般にわたって精査を行う。また、実施中の修理事業について常に進捗状況を確認し、その円滑な進行を促すとともに、工事内容や工事期間

等の変更が必要となる場合にはその計画変更申請に対して指導や審査を行っている。そして修理終了後の実績報告についても内容を確認している。

ところで、我が国の文化財建造物の保存修理事業は、本格的な修理が始まった明治30年の「古社寺保存法」の制定から数えてもすでに100年余にわたり、この間に保存修理、特に木造建造物の保存修理についての理論や技術を蓄積してきた。その成果は、修理された文化財建造物そのものに表れているのはもちろんとして、地方指定文化財も含めると1,600冊を超える詳細な修理報告書として結実しており、貴重な財産となっている。

現在、文化財建造物の保存修理事業はいくつもの課題を抱えている。ひとつは、緻密で質の高い修理事業を実施し得る設計監理等の技術者や大工・左官等の技能者の確保とその後継者の養成である。また修理に必要な大口径で良質な木材、檜皮や茅等の植物性の屋根葺材、その他石材や漆など、多様な修理用資材の安定的な確保も重要である。そしてこれまでの木造の社寺や城郭、民家等以外の、近代建築や土木遺産等の新たな種別や構造・材料・規模の建造物、また保存手法のやや異なる登録文化財など、多様な文化財が修理すべき対象に加わっている。さらに耐震対策のための構造補強や修理後の活用への対応もこれまで以上に重要になっている。

私たちは、諸先輩の蓄積の上に立って、社会の新しいニーズに応える文化財建造物保存修理事業を推進していきたいと考えている。